

物品購入等入札心得

(趣旨)

第 1 福井市が発注する物品の購入等の競争入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、福井市財務会計規則その他法令に定めるもののほか、福井市財務会計規則第100条第10号にいう入札の条件として、この心得を遵守しなければならない。

(入札参加資格)

第 2 入札者は、地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当する場合は競争入札に参加する資格がないものとする。

(入札保証金)

第 3 入札者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の額に相当する入札保証金を納めなければならない。ただし、福井市財務会計規則第93条のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を免除する。

(公正な入札の確保)

第 4 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第 5 入札者は、入札書に必要な事項を記入し記名押印のうえ、所定の手続きにより指定された日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合には、当該代理人をして入札前に委任状を提出しなければならない。

3 入札者は、次の者に入札の行為を委任し、又は入札の代理人とすることはできない。

- (1) 「地方自治法167条の4」に該当するもの
- (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者。
- (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代表するに足りると認めた以外の者。
- (4) 当該入札に対する他の入札者または入札代理人。

(入札のとりやめ等)

第 6 入札者が連合し、又は不穩の行為をなす等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

2 入札において、事故(天災・地変その他やむを得ない事由)が生じたときは、入札をとりやめることがある。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(入札の辞退)

第 7 入札者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を次の各号の掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送(入札の前日までに到達するものに限る。)するものとする。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退により入札者が1人のときは、入札の執行を取りやめる。(一般競争入札を除く。)

(入札書の書換え等の禁止)

第 8 入札者は、入札書を投入した後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換え又は撤回

をすることができない。

(開札)

第9 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第10 福井市財務会計規則第100条に規定するいずれかに該当する入札は、無効とする。

(落札者)

第11 入札を行った者のうち、福井市財務会計規則第96条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第12 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。

2 福井市財務会計規則第100条に規定する無効入札を行なった者は、再度の入札に参加できない。

(くじによる落札者の決定)

第13 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の通知)

第14 開札をした場合において、落札者がある場合はその者の名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせる。

(契約保証金)

第15 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を、契約締結時に納付しなければならない。ただし、福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第112条の2の規定に基づく担保の提供があった場合、又は第113条の規定に該当する場合は、納付を要しない。

(契約の締結)

第16 落札日の翌日から起算して5日以内（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）に定める市の休日を除く）に契約書及び別に指示する書類を作成し、市長又は契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに当該契約が確定する。

2 契約を締結するまでに、落札者が指名停止等の措置を受けた場合は契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により、契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(仮契約)

第17 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福井市条例第12号）第3条の規定により、福井市議会の議決を必要とする契約については、落札後、仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立する。

2 仮契約締結後、議会の議決までの間に仮契約を締結した業者が指名停止等の措置を受けた場合は、市は仮契約を解除し、又は本契約を締結しないことができる。

3 前項の規定により、仮契約を解除した場合、及び議会の議決が得られず契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。